

昭和 59 年 9 月 27 日制定
令和 7 年 11 月 9 日最終改定

『音楽教育学』投稿規定

I 投稿資格

1. 投稿者は、本会正会員、名誉会員、特別会員に限る。ただし共同執筆の場合の筆頭者以外については、この限りではない。
2. 正会員、特別会員については、当該年度の会費が納入されていることが求められる。
3. 新入正会員と新入特別会員については、入会と同時に投稿できるものとする。

II 投稿の種類と一般的な注意

1. 本誌への投稿は、音楽教育に関するものとし、未発表のものでなければならない。ただし、口頭発表やその配布資料、発表要旨または発表梗概として公表されたものはこの限りではない。
2. 本誌への投稿には「研究論文」「研究報告」「研究動向」「論考」「反論」「書評」等がある。
 - ア 「研究論文 (research paper)」とは、音楽教育に関する学術的研究で、研究論文の体裁にふさわしい内容のものをさす。
 - イ 「研究報告 (research report)」とは、学会誌にふさわしい内容の「中間報告」「調査報告」などをさす。
 - ウ 「研究動向 (overview)」とは、特定分野における近年の内外の研究を展望したものをさす。
 - エ 「論考 (essay)」とは、学術研究論文としての体裁はとらないものの、学会誌にふさわしい内容の音楽教育批評、評論、論述などをさす。
 - オ 「反論 (rebuttal)」とは、過去 2 年間に『音楽教育学』に掲載された「研究論文」等に対する反論をさす。
 - カ 「書評 (book review)」とは、音楽教育学の発展に寄与すると思われる新刊図書・博士論文および視聴覚資料（過去 5 年以内に刊行されたもの）を対象とする紹介・批評をさす。
3. 「研究論文」「研究報告」「研究動向」「論考」「反論」「書評」の掲載は、会員 1 人につき筆頭著者としては 1 号に 1 件を限度とする。

III 執筆要領

1. 用いる言語は日本語とする。句読点は「、。」を使用する。
2. 原稿はワープロ等で作成し、A4 判横書き、23 字×35 行の 2 段組とする。ただし、書評については、冒頭 8 行を題目等のスペースとする。
3. 投稿の種類ごとの本文の分量は以下の通りとする。

研究論文	11 ページ以内（題目・要旨・キーワードは含まない）
研究告	11 ページ以内（題目・要旨・キーワードは含まない）
研究動向	11 ページ以内（題目・要旨・キーワードは含まない）
論考	9 ページ以内（題目・要旨・キーワードは含まない）

反論 5ページ以内（題目・要旨・キーワードは含まない）

書評 2ページ以内（冒頭8行を題目等のスペースとする）

4. 「研究論文」「研究報告」「研究動向」「論考」「反論」には、所定の様式に従って和文および英文の題目・要旨・キーワードをつける。この題目・要旨・キーワードは、本文の分量には含まない。

5. 本文の分量には、注、引用・参考文献、および、譜例、図版、図表、写真等のスペースも含む。

6. 原稿にはページ番号をつける。

7. 所属・氏名等は投稿申込書に記し、原稿本文、要旨には記載しない。また、「拙稿」「拙著」といった表記や、研究助成、共同研究者への謝辞など、投稿者名や所属機関が判明、推測できるような記述をしない。

8. 投稿者は、投稿原稿の内容が「二重投稿」「自己剽窃」に該当しないことを確認する。

投稿原稿と内容的に関係の深い投稿者による公刊済みの原稿、または公刊予定の原稿がある場合には、その原稿のコピーを「関連論文等原稿」（ただし、口頭発表やその配布資料、発表要旨集、未公開の博士論文等はこの限りではない）として投稿時に提出する。

9. 内容的に連続する論文であっても、題目および論文構成はそれぞれにおいて独立・完結した内容でなければならない。)

10. 執筆にあたっては、学会ホームページ上に掲載した最新の「執筆の手引き」を参照すること。「執筆の手引き」には『音楽教育学』の標準的な書式を示してあるが、研究分野によってこの書式で不都合がある場合には、学術的に裏付けられた一貫した書式に従うこと。

11. 注（note）と引用・参考文献（reference）の書式について

ア 注と引用・参考文献は区分する。

イ 注は補足説明とし、本文中該当箇所の語句の右肩に通し番号で1) 2) のように示し、説明文は本文の最後にまとめて番号順に記載する。

ウ 引用・参考文献を示す場合には、原則として、本文中の適切な箇所に、著者姓、発行年、引用ページを示しておく。

例（小泉 1958, pp. 67-69）（Mursell 1956, p. 52）

エ 引用・参考文献は注に統いて本文の最後にまとめて記載する。欧文、和文の順に区別し、欧文は著者姓のアルファベット順、和文は五十音順に記載する。著書は、著者姓名（発行年）書名出版社を示し、論文等は、著者姓名（発行年）論文題目名、掲載誌名、巻号、論文掲載ページを示す。なお、本文中で引用・参照していない文献は掲載しない。

例 小泉文夫（1958）『日本伝統音楽の研究I』音楽之友社。

Mursell, James L. (1956) . Education for Musical Growth. New York: Silver Burdett.

星野圭朗（1973）「ORFF-SCHULWERK の系統性（2）」『音楽教育学』第3号, pp.54-66.

12. 図表、譜例、写真等の扱いについて

ア 図表、譜例、写真（デジタル・データ）等は、B5判に縮小されることを考慮して、本文中の適切な箇所に挿入し、刷り上りの印刷位置と大きさがわかるようにする。

イ データとして本文に挿入できないものについては、提出されたものを写真製版するので、鮮明で大きめの原図・写真を別に添える。本文中の印刷位置と大きさがわかるよう、挿入箇所には図1, 表1, 譜例1等を明示する。

13. 「書評」の投稿における書誌データについて

掲載にあたっては書誌データが必要となるため、原稿冒頭の題目に明記すると同時に、和書の場合には奥付、洋書の場合には内表紙裏、視聴覚資料の場合には解説書等のこれに代わる箇所のコピーを原稿送付の際に同封すること。なお、依頼原稿の場合、これらは必要ない。

IV 原稿の送付

オンライン投稿を原則とする。投稿の際は、学会ウェブサイトの「オンライン投稿マニュアル」を参考する。

V 原稿の採否等

1. 「研究論文」「研究報告」「研究動向」「論考」は、編集委員2名、外部査読者1名の3名により査読が行われる。その結果をもとに編集委員会が採否を決定する。なお、編集委員会は、必要に応じて執筆者に内容の修正を求めることがある。
2. 前項目以外の原稿は編集委員会がその採否を決定する。なお、編集委員会は、必要に応じて執筆者に内容の修正を求めることがある。
3. 掲載号および掲載順序は編集委員会が決定する。
4. 投稿者は、審査結果に異議があるとき、審査結果通知後1ヶ月以内に書面により申し立てをすることができる。委員会で必要と判断した場合は、1回に限り再審査を行う。

VI 校正

1. 校正は、初校のみ執筆者が、それ以降は編集委員会が行う。
2. 著者校正の際は、印刷上の誤り以外の修正や挿入を行ってはならない。

附則 この規定は、令和7年11月9日より、改定施行する。